

不動産投資信託証券発行者名  
野村不動産マスターファンド投資法人  
代表者名 執行役員 柳田 聡  
(コード番号：3462)

資産運用会社名  
野村不動産投資顧問株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安部 憲生  
問合せ先 NMF運用グループ統括部長 岡田 賢一  
03-3365-8767 nmf3462@nomura-re.co.jp

## 資産運用報酬体系の変更提案に関するお知らせ

野村不動産マスターファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、本投資法人が資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）へ支払う資産運用報酬に関し、現行の資産運用報酬体系に比べ、より投資主利益に配慮した資産運用報酬体系とすることを目的として、資産運用報酬に係る規定の変更（以下「本変更」といいます。）を含む規約一部変更案を平成 29 年 5 月 26 日開催予定の第 1 回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。なお、規約変更案の詳細につきましては、本日付「規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ」をご参照ください。

### 1. 本変更の主な目的と概要

現行の資産運用報酬体系は、本投資法人の総資産に連動する報酬（本変更後の運用報酬Ⅰ）を主要な報酬として構成されておりますが、本投資法人は、より投資主利益に配慮した報酬体系を構築すべく検討を進めてまいりました。<sup>(注1)</sup>

(注1) 資産運用報酬には、この他に特定資産の取得及び処分に係る報酬がそれぞれ規定されていますが、これらについては現行より変更はありません。

本変更は、当期利益<sup>(注2)</sup>に連動した資産運用報酬（運用報酬Ⅱ）を新たに導入するとともに、総資産に連動した資産運用報酬の料率を引き下げるものです。当期利益に連動する資産運用報酬体系を導入することで、本投資法人の利益の拡大を目的とする、物件運用や資金調達を含む全般的なファンド運営業務と資産運用報酬とを連動させるとともに、既存の総資産に連動した資産運用報酬の料率を引き下げることにより、投資主利益と資産運用報酬との連動性を高め、より投資主利益に配慮した資産運用報酬体系となるものと考えています。

(注2) 日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益（但し、運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅱに係る控除対象外消費税控除前の額とします。）にのれん償却額を加算し、負ののれん発生益を控除した後の金額とし、繰越損失がある場合にはその金額を填補した後の金額とします。

本変更後の運用報酬Ⅰ及び運用報酬Ⅱの概要及びイメージは以下のとおりです。



(注1) 上記の他、特定資産の取得及び処分に係る報酬がありますが、今回の変更の対象外であるため上記には含めていません。

(注2) 上記のイメージにおける運用報酬Ⅱの割合は、あくまで本変更のイメージを示すためのものであり、実際の運用報酬の割合を示すものではありません。

なお、現状の総資産額や利益水準を前提として算定される資産運用報酬総額の水準は、本変更により、若干の減額となる見込みです。

本変更は、平成29年5月26日に開催予定の第1回投資主総会における決議事項であり、同総会において承認可決された場合、平成30年2月期(平成29年9月1日～平成30年2月28日)より本変更が適用される予定です。

## 2. 今後の見通しについて

本変更が平成29年8月期(平成29年3月1日～平成29年8月31日)の運用状況の予想に与える影響はありません。

以 上

- \* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- \* 本投資法人のホームページ URL : <http://www.nre-mf.co.jp/>